

<建築物等定着型屋外広告物等>

建築物等に定着させて表示し、又は設置する屋外広告物又は掲出物件

共通事項

意匠・照明について

- 色彩については、マンセル値の彩度がR, YRは6, Yは4、その他の色相では2を超える色を表示面の20%未満まで使用することができます。その他の規制は、窓口で御相談ください。
- 過度に強い光、フラッシュ式・ストロボ式・点滅式・可動式照明は設置できません。
(緊急の用、警告及び交通規制のためのものはこの限りではありません。)
- 照明は落ち着いた色で2色以下としてください。
- 写真又は絵画の使用はできるだけ避けてください。(建築物、景観等と調和する場合に限り認められる場合があります。)

禁止事項

- 屋上への表示・設置はできません。
- 開口部と壁面にまたがってはいけません。(幕等を除きます。)
- 開口部等を覆い隠してはいけません。(幕等を除きます。)
- 壁面等からはみ出してはいけません。(突出型を除きます。)
- 可変表示式屋外広告物等の表示・設置はできません。

1立面に表示する屋外広告物の…

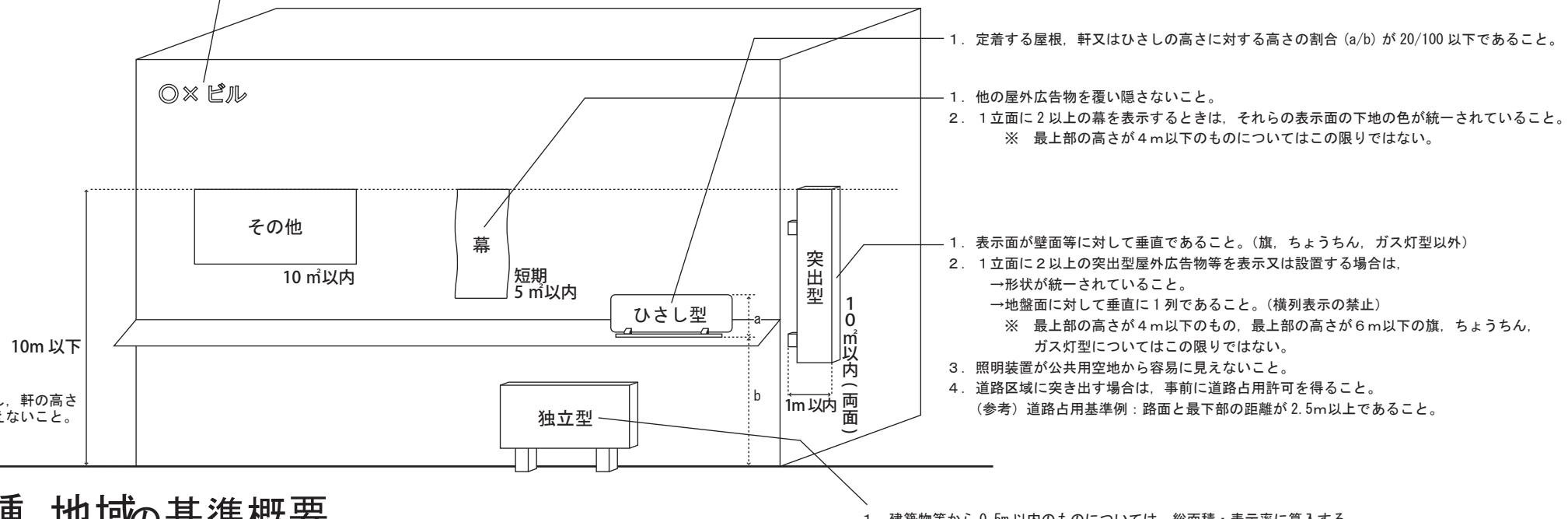
総面積 10m²以内

表示率 15/100以下

※ 両方の基準を満たす必要があります。

高さの基準を緩和する自家用屋外広告物（切文字緩和）

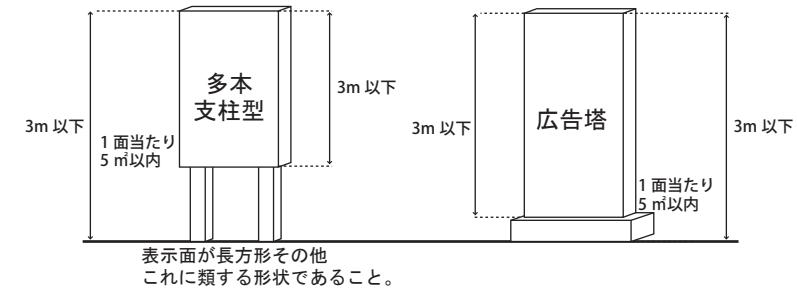
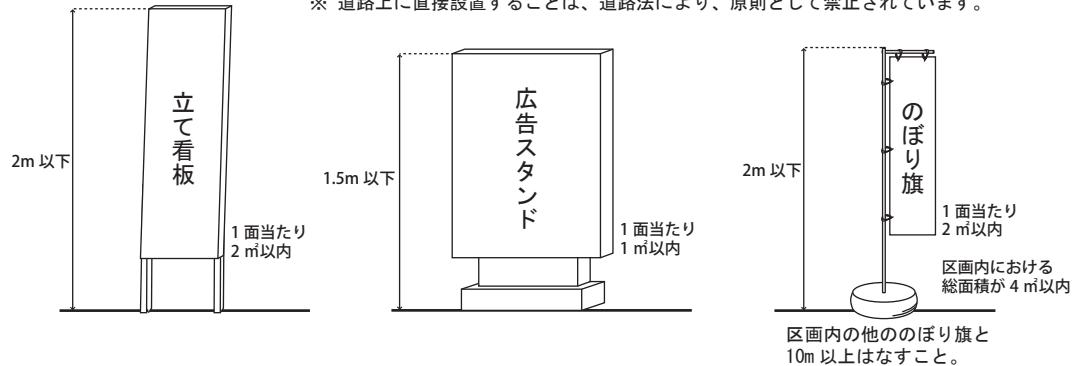
一定の基準を満たす自家用屋外広告物については、建築物の高さまで基準を緩和することができます。



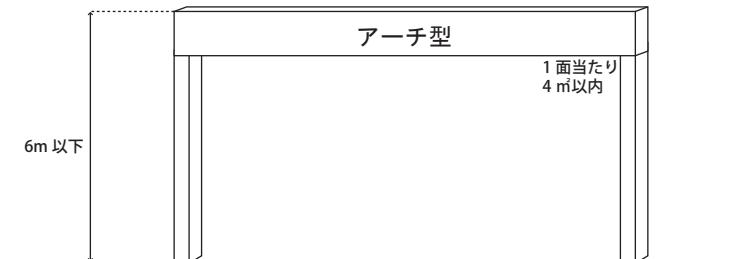
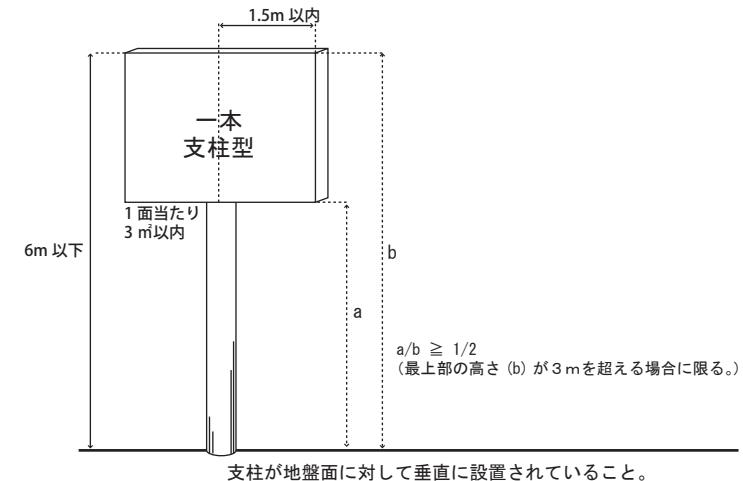
第3種 地域の基準概要

屋外広告物規制区域

※ 道路上に直接設置することは、道路法により、原則として禁止されています。



- 1区画に表示する独立型屋外広告物の…
総面積 10m²以内
- 色彩については、マンセル値の彩度がR, YRは6, Yは4, その他の色相では2を超える色を表示面の20%未満まで使用することができます。その他の規制は、窓口で御相談ください。
 - 過度に強い光、フラッシュ式・ストロボ式・点滅式・可動式照明は設置できません。
(緊急の用、警告及び交通規制のためのものはこの限りではありません。)
 - 照明は落ち着いた色で2色以下としてください。
 - 写真又は絵画の使用はできるだけ避けてください。
(建築物、景観等と調和する場合に限り認められる場合があります。)
 - 道路の通行に支障が生じないようにしてください。
 - 可変表示式屋外広告物等の表示・設置はできません。



<独立型屋外広告物等>

建築物等定着型屋外広告物等以外の屋外広告物又は掲出物件